

事 務 連 絡

令和2年6月11日

全国特別支援教育推進連盟 所属団体 御中

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付
障害者施策担当

令和2年度障害者週間「心の輪を広げる障害者理解促進事業」における
「心の輪を広げる体験作文」「障害者週間のポスター」募集チラシの送付について

障害者施策の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、7月1日（水）より全国で開始する標記「心の輪を広げる体験作文」「障害者週間のポスター」の募集に係るチラシを作成いたしましたので、お送りいたします。

つきましては、児童生徒等における障害及び障害のある人に対する理解促進のきっかけとなるよう関係者等へ配付いただくとともに、本取組への参加について働きかけをいただきますようよろしくお願いいたします。※本募集チラシの電子媒体については、報道発表後（6月中旬予定）から、内閣府ホームページの障害者週間のページからダウンロードいただけます。可能な限り、電子媒体での配布・周知にも御協力ください。

なお、応募作品（作文・ポスター）につきましては、本事業を共催する各都道府県・指定都市において取りまとめていただくことになっております。詳しい応募方法等につきましては、各都道府県・指定都市の担当窓口にお問い合わせください。

【本件担当】

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付障害者施策担当

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

TEL：03-5253-2111（内線 38309）

FAX：03-3581-0902

E-mail：g.kyosei_shogaisha_jyoho@cao.go.jp

体験作文

令和2年度

ポスター

毎年12月3日から9日までは「障害者週間」です。

「障害者週間」は、障害のある人があらゆる分野の活動に参加することを促進するために「障害者基本法」により設けられているものです。この期間を中心に、障害や障害のある人に対する関心や理解を深めるための様々な取組が全国各地で実施されます。

内閣府では、「障害者週間」の取組の一つとして、都道府県・指定都市と共催して「心の輪を広げる体験作文」と「障害者週間のポスター」を募集しています。

全ての国民が、障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し合い、理解し合いながら生きることのできる「共生社会」を実現するため、障害や障害のある人に対する身近な体験や自分の思いを作文や絵にして応募してみませんか。

詳しい応募方法については、お住まいの都道府県・指定都市の担当窓口（裏面）にお問い合わせください。

さくひんぼしゅう

作品募集



令和元年度「障害者週間のポスター」
小学生区分 最優秀賞（内閣総理大臣賞）
「力を合わせて幸せに」
宮城県 大崎市立鹿島台小学校3年
鈴木 凌晟 さんの作品

心の輪を広げる 体験作文

障害者週間の ポスター

募集テーマ 出会い、ふれあい、心の輪
—障害のある人となない人との心の
ふれあい体験を広げよう—

※応募する作品の題名は、自由に設定可能です。

応募資格 小学生以上

※小学生以上であれば、障害の有無にかかわらずどなたでも応募可能です。

応募方法

- ①応募は、「小学生区分」、「中学生区分」、「高校生区分」及び「一般区分」のいずれかとし、未発表の作品1編に限ります。
- ②作文の内容は、障害のある人となない人との心のふれあいの体験をつづったものとします。
- ③作文は、原則として400字詰原稿用紙（B4判またはA4版縦書き）を使用し、「小学生区分」及び「中学生区分」については2〜4枚程度、「高校生区分」及び「一般区分」については4〜6枚程度とします。
- ④パソコン等の電子機器による作成も可とします。
※用紙は③に準じるものとします。
- ⑤第三者が知的財産権を保有する著作物を使用しないでください。
- ⑥応募作品には、題名（作品のタイトル）、住所、氏名（ふりがな）、年齢（生年月日）、性別、職業又は学校名（学年）、電話・FAX番号、障害の有無・程度、その他参考となる事項を記入した用紙を添付してください。

募集テーマ 障害の有無にかかわらず誰もが能力を発揮して
安全に安心して生活できる社会の実現

※応募する作品の題名は、自由に設定可能です。

応募資格 小学生及び中学生

※小学生及び中学生であれば、障害の有無にかかわらずどなたでも応募可能です。

応募方法

- ①応募は、「小学生区分」及び「中学生区分」のいずれかとし、未発表の作品1点に限ります。
- ②ポスターの内容は、障害のある人に対する理解促進に資するものとし、障害のある人となない人の相互理解・交流等を表現したものとします。
※作品中に標語や文字は入れないでください。
※既に公表されている作品や写真等は、資料や素材として使用しないでください。
- ③ポスターの規格は、画用紙のB3判（横364mm×縦515mm）又はいわゆる四つ切り（横382mm×縦542mm）を使用し、これに満たない作品は、B3判又は四つ切りの大きさの台紙に貼付してください。なお、内閣府が「障害者週間」の広報用ポスターを作成する際のレイアウトの都合上、作品は縦位置（縦長）のみとします。彩色画材は、自由です。
- ④第三者が知的財産権を保有する著作物を使用しないでください。
- ⑤応募作品には、題名（作品のタイトル）、住所、氏名（ふりがな）、年齢（生年月日）、性別、学校名（学年）、電話・FAX番号、障害の有無・程度、その他参考となる事項を記入した用紙を添付してください。

その他

最優秀賞に選定した作品1点は、内閣府が作成する「障害者週間」の広報用ポスターの原画として使用する予定です。

● 募集期間



内閣府

内閣府ホームページ

<https://www8.cao.go.jp/shougai/index.html>

御応募・お問合せは、各都道府県・指定都市担当窓口までお願いいたします。

表 彰

- ① 都道府県又は指定都市から推薦された作品は、「作文」については、区分ごとに最優秀賞1編、優秀賞3編及び佳作5編以内を選定し、「ポスター」については、区分ごとに最優秀賞1点、優秀賞1点及び佳作5点以内を選定します。
- ② 最優秀賞受賞者に対しては内閣総理大臣から、優秀賞受賞者に対しては内閣府特命担当大臣から、それぞれ賞状及び表彰楯を贈呈します。佳作受賞者に対しては、表彰楯を贈呈します。
- ③ より多くの方に受賞の機会を設けるため、「作文」及び「ポスター」のいずれにおいても、過去を通して入賞は一度限りとします。（応募を妨げるものではありません。）

入賞作品の活用等

- ① 入賞作品は、全国的な啓発広報に活用します。
- ② 内閣府に推薦のあった作品の著作権は、内閣府に帰属します。
- ③ 個人情報に連絡等のみに使用しますが、内閣府に推薦のあった作品の応募者の氏名、学校名、学年又は年齢等については、広報や作品集等に使用・掲載することがあります。

主 催

内閣府並びに都道府県及び指定都市

問合せ先

各都道府県・指定都市の担当窓口（以下一覧）又は、令和2年度「障害者週間」関連事業事務局
〒110-0016 東京都台東区台東 4-27-5 秀和御徒町ビル 8F 株式会社イベント&コンベンションハウス内
電話：03-3831-2607 FAX：03-5807-3019 Email：s-syukan@ech.co.jp

令和2年度「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」募集 都道府県・指定都市担当窓口一覧

都道府県・指定都市名	担当窓口	電話番号
北海道	保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課	011-204-5277
青森県	健康福祉部障害福祉課	017-734-9307
岩手県	保健福祉部障がい保健福祉課	019-629-5448
宮城県	保健福祉部障害福祉課	022-211-2538
秋田県	健康福祉部障害福祉課	018-860-1331
山形県	健康福祉部障がい福祉課	023-630-2293
福島県	保健福祉部障がい福祉課	024-521-7170
茨城県	保健福祉部障害福祉課	029-301-3357
栃木県	保健福祉部障害福祉課	028-623-3490
群馬県	健康福祉部障害政策課	027-226-2634
埼玉県	福祉部障害者福祉推進課	048-830-3310
千葉県	健康福祉部障害者福祉推進課	043-223-2338
東京都	福祉保健局障害者施策推進部計画課	03-5320-4143
神奈川県	福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課	045-210-4709
新潟県	福祉保健部障害福祉課	025-280-5212
富山県	厚生部障害福祉課	076-444-3211
石川県	健康福祉部障害保健福祉課	076-225-1426
福井県	健康福祉部障がい福祉課	0776-20-0338
山梨県	福祉保健部障害福祉課	055-223-1460
長野県	健康福祉部障がい者支援課	026-235-7103
岐阜県	健康福祉部障害福祉課	058-272-8309
静岡県	健康福祉部障害者政策課	054-221-2328
愛知県	福祉局福祉部障害福祉課	052-954-6294
三重県	子ども・福祉部障がい福祉課	059-224-2274
滋賀県	健康医療福祉部障害福祉課	077-528-3541
京都府	健康福祉部障害者支援課	075-414-4601
大阪府	福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課	06-6944-2362
兵庫県	健康福祉部障害福祉局障害福祉課障害政策班	078-362-9105
奈良県	福祉医療部障害福祉課	0742-27-8922
和歌山県	福祉保健部福祉政策局障害福祉課	073-441-2532
鳥取県	福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課	0857-26-7679
島根県	健康福祉部障がい福祉課	0852-22-6009
岡山県	保健福祉部障害福祉課	086-226-7343
広島県	健康福祉局障害者支援課	082-513-3155

都道府県・指定都市名	担当窓口	電話番号
山口県	健康福祉部障害者支援課	083-933-2763
徳島県	保健福祉部障がい福祉課	088-621-2237
香川県	健康福祉部障害福祉課	087-832-3292
愛媛県	保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課	089-912-2423
高知県	地域福祉部障害福祉課	088-823-9633
福岡県	福祉労働部障がい福祉課	092-643-3264
佐賀県	健康福祉部障害福祉課	0952-25-7401
長崎県	福祉保健部障害福祉課	095-895-2451
熊本県	健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課	096-333-2235
大分県	福祉保健部障害者社会参加推進室	097-506-2725
宮崎県	福祉保健部障がい福祉課	0985-32-4468
鹿児島県	くらし保健福祉部障害福祉課	099-286-2751
沖縄県	子ども生活福祉部障害福祉課	098-866-2190
札幌市	保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課	011-211-2936
仙台市	健康福祉局障害福祉部障害企画課	022-214-8151
さいたま市	保健福祉局福祉部障害政策課	048-829-1306
千葉市	保健福祉局高齢障害者障害者自立支援課	043-245-5175
横浜市	健康福祉局障害福祉保健部障害政策推進課	045-671-4133
川崎市	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課	044-200-2928
相模原市	健康福祉局地域包括ケア推進部高齢・障害者福祉課	042-707-7055
新潟市	福祉部障がい福祉課	025-226-1248
静岡市	保健福祉長寿局健康福祉部障害福祉企画課	054-221-1197
浜松市	健康福祉部障害保健福祉課	053-457-2864
名古屋市	健康福祉局障害福祉部障害企画課	052-972-2585
京都市	保健福祉局障害保健福祉推進室	075-222-4161
大阪市	福祉局障がい者施策部障がい福祉課	06-6208-8071
堺市	健康福祉局障害福祉部障害政策推進課	072-228-7818
神戸市	福祉局障害福祉課	078-322-6579
岡山市	保健福祉局障害・生活福祉部障害福祉課	086-803-1236
広島市	健康福祉局障害福祉部障害福祉課	082-504-2147
北九州市	保健福祉局障害福祉部障害福祉企画課	093-582-2453
福岡市	保健福祉局障がい者部障がい者支援課	092-711-4985
熊本市	健康福祉局障がい者支援部障がい保健福祉課	096-328-2519